

# 重要事項説明書

## (介護老人保健施設)

〈令和7年1月1日現在〉

### 1 法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 佑樹会
代表者名	理事長 福地 佑樹
所在地・連絡先	(住所) 東京都昭島市中神町 1345 番 1 (電話) 042-549-0707 (FAX) 042-549-1231

### 2 事業所（ご利用施設）

事業所名	医療法人社団 佑樹会 介護老人保健施設あゆみの里
所在地・連絡先	(住所) 神奈川県伊勢原市石田 1710 番地 (電話) 0463-92-5551 (FAX) 0463-92-5553
事業所番号	1454080027 (介護老人保健施設)
管理者	管理者 谷口 清和

### 3 施設の目的及び運営方針

#### (1) 施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

#### (2) 運営方針

介護老人保健施設あゆみの里では、法人の基本理念である「希望と生きがいのある医療福祉の創造」に基づき、利用者と家族のニーズの把握と地域のあらゆる社会資源の連携強化に努め、利用者が明るい雰囲気の中いきいきとした療養生活を送る事ができる施設を目指します。また、高齢者ケアを担う中核施設として、多職種の連携を図った利用者への総合的ケアを提供し、利用者の生活復帰を目指します。

#### 4 施設の概要

##### (1) 構造等

敷地	2, 791.72 m <sup>2</sup>
建物	構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建
	延べ床面積 4, 997.72 m <sup>2</sup>
	入所定員 100名
	通所定員 100名

##### (2) 居室

居室の種類	室数	備考
個室	8室	
4人室	23室	

#### 5 施設の職員体制

従業者の職種	配置人数	常勤換算の人数
管理者	1人	1.0人
医師	2人	1.2人
支援相談員	2人	2.0人
介護支援専門員	1人	1.0人
看護職員	12人	9.6人
介護職員	40人	31.9人
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	3人	2.0人
薬剤師	1人	0.8人
管理栄養士	1人	1.0人
事務員その他	16人	12.7人

#### 6 施設サービスの内容

種類	内容
施設サービス計画の作成 及び事後評価	当施設のサービスは施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は利用者及び契約者の希望を十分に取り入れ、関わる職種が協議により作成します。 また、サービス提供に際し、施設サービス計画書に記載して利用者、契約者に説明し同意をいただき交付します。
食事	(食事時間) 朝食 7時30分～ 昼食 12時00分～ 夕食 18時00分～  利用者の状況に応じて管理栄養士の立てた献立表により栄養と身体状況に適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 食事は利用者の状態を考慮した内容と形態（一口大・きざみ・ペースト状、ソフト食）で対応し、さらに嚥下困難時にはトロミなど工夫していきます。 原則として食堂でおとりいただきます。

入浴	原則として週2回の入浴を行い必要に応じて随時対応いたします。その際、入浴できない方には清拭を行います。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
移動・移乗、離床、 更衣、整容等	自立心を高めるよう移動・移乗を介助します。寝たきり防止のため、できる限り離床をして過ごしていただけるよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。リネン交換は週1回行います。
教養娯楽	利用者に合わせた趣味、娯楽活動を行います。また、季節、地域性に合わせた行事を行います。
リハビリテーション	医師の指示に基づき、利用者の病状・心身・日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、多職種協働によりリハビリテーション実施計画書を作成し、実施します。また、在宅復帰を目標とし、生活リハビリを中心に行います。
相談及び援助	利用者及びその家族、契約者からのご相談に応じます。在宅復帰を目的としているため、状況に応じ外出・外泊のお勧めをしております。また、退所後の受け入れ先の助言をいたします。
医療・看護	医師により、必要がある場合にはいつでも診療・治療を行います。看護師により常時医療処置を行います。 但し、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。 薬の処方は、当施設で行いますので、原則として他保険医療機関の受診は不要です。利用者の状況に合わせて処方内容、同効果の薬品に変更する場合があります。 また、他保険医療機関の受診又は往診については、当施設の医師が必要と判断した場合に限られ、当施設の情報提供書が必要となります。

## 7 事故発生時の対応

事故発生時の対応	事故発生時には、施設医師の医学的判断により、専門的な医療的対応が必要と判断した場合、かかりつけ医療機関等での診療を依頼します。その後の対応等につき、依頼した医療機関の指示に従います。 利用者の家族、行政機関等の関係機関に対して速やかに連絡・報告等を行います。又、事故の発生が当施設の責に帰すべき事由の場合、事故賠償責任保険等により対応します。
----------	--

## 8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1)

介護老人保健施設 あゆみの里 相談苦情受付	窓口担当 支援相談課 ご利用時間 9:00~17:30 ご利用方法 電話 (0463-92-5551) 面接 (当施設 1階 相談室) ご意見箱 (当施設各階に設置)
-----------------------------	---

(2)

伊勢原市の相談窓口	窓口担当 長寿介護課 ご利用時間 9:00~17:00 ご利用方法 電話 (0463-94-4711)
-----------	---

(3)

利用者居住地の相談窓口 (各自治体の高齢介護課等)	平塚市 ・ 秦野市 ・ 厚木市 ・ 愛川町 ・ 清川村 (その他)
------------------------------	--------------------------------------

(4)

国保連合会の相談窓口	窓口担当 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係 ご利用時間 8:30~17:15 ※土日・祝日・年末年始を除く ご利用方法 電話 (045-329-3447) 住 所 〒220-0003 横浜市西区楠町 27 番 1
------------	--

## 9 非常災害時対策

防災設備	スプリンクラー (各階) 消火器、屋内消火栓 (各階) 非常通報装置 (各階サービスステーション内)
防災訓練	年 2 回以上

## 10 協力医療機関

(1) 協力医療機関

医療機関	住所	電話番号
医療法人 仁厚会 仁厚会病院	神奈川県厚木市中町 3-8-11	046-221-3330

医療機関	住所	電話番号
医療法人社団 三井会 伊勢原日向病院	神奈川県伊勢原市日向 541-1	0463-96-1100

(2) 協力歯科医療機関

医療機関	住所	電話番号
医療法人 桜樹会 さくらぎ秦野歯科	神奈川県秦野市南矢名 1-4-1 フェリーチェ K102	0463-69-3140

### 1.1 身体の拘束等

当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載します。また、身体拘束委員会を設置し、当施設で身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討し、身体拘束適正化のための指針を整備します。委員会は3月に1度以上の頻度で開催し、年2回の研修等を通じ指針の周知徹底を図ります。また、それらを適切に実施するための担当者を設置します。

### 1.2 虐待の防止策

当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止委員会を設置し、当施設で虐待防止のための取り組み等の確認・改善を検討し、指針を整備します。委員会は3月に1度の頻度で開催し、虐待を防止するための定期的な研修を実施し、適切に実施するための担当者を設置します。

### 1.3 褥瘡対策等

当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

### 1.4 守秘義務及び個人情報の保護

当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとします。

### 1.5 施設利用にあたっての留意事項

契約者及び連帯保証人の役割	利用者が他保険医療機関に入院・受診する場合、入院手続等が円滑に進むよう協力していただきます。 契約期間中は当施設と連携し、利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めていただきます。 利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受け、その他必要な措置をお願いいたします。
食事	施設利用中の食事は、施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身状態の維持・改善を目的として栄養管理をしています。飲食物の持ち込みに関しましては隨時ご相談ください。
面会	面会時間（予約制） ※日曜日、年末年始除く 月曜日～金曜日及び祝日：14：30～16：30 面会者は面会時間を遵守し、1階受付にて面会票にご記入いただき、各フロアへ提出をお願いいたします。

外出・外泊	<p>外出・外泊は、医師の許可が必要であり、契約者及び契約者が許可する者のみおこなえます。その都度外出届、外泊届にご記入の上、各フロアステーションへ事前に提出をお願いいたします。</p> <p>外泊は1か月に原則として5泊6日まで可能となります。それ以上の場合は事前にご相談ください。</p>
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
所持品、備品等の持込	身の回りのものを原則とします。利用者自身で管理している所持品等が紛失・破損等発生した場合、当施設は一切の責任を負いかねます。また、携帯電話のお持ち込みをご希望される方はご相談ください。
現金、貴重品等の持込	現金、貴重品等の持ち込みはお断りしています。紛失・破損等が起きたとき当施設は一切の責任を負いかねます。特例の場合は、ご相談させていただきます。
外部医療機関への受診	外出・外泊時等の施設外での受診は原則としてできません。緊急時等受診が必要な場合は必ず事前に施設へご連絡ください。届けがない場合、医療機関での費用が実費請求されることがあります。
保険証等のお預かり	<p>利用者が緊急医療提供を受ける際、受診病院にて保険証原本の提出が必要となるためお預かりさせていただきます。お預かりした保険証等については、責任を持って施設内にて保管・管理いたします。</p> <p>入所中の預かり保険証等はいつでも出し入れが可能です。退所時に保険証等をご返却いたします。保険証等の出し入れ時には、契約者の確認のサイン及び押印が必要になりますので、印鑑をご持参ください。代理人の保険証等の受け渡しについては、委任状が必要になります。郵送での持ち込みはお断りさせていただきます。</p> <p>保険証は、介護保険証、介護保険負担限度額認定証、医療保険証（後期高齢者受給者証、国民健康保険証、政府管掌、組合、船員保険証など）です。お預かり、返却については、事務所または相談室にて承ります。</p>
入院期間中の取扱	<p>利用者が病院又は診療所に入院した場合、当施設は退所となります。手続き、荷物の引受けをお願いいたします。</p> <p>30日以内の退院の場合は、施設医師の判断のもと再入所できるよう配慮いたします。</p>

薬の処方	施設医師の判断で、利用者の状態に合わせ処方内容を変更する場合があります。この際、ジェネリック医薬品（後発医薬品）や同じ効果の医薬品に変更することがあります。当施設はジェネリック医薬品を推奨しております。施設利用に当たりまして、ジェネリック医薬品の使用にご理解と同意をお願いします。
飲酒・喫煙	利用者の栄養、健康管理を行っているため、禁止いたします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないでください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教の勧誘及び政治活動はご遠慮ください。
営利行為	禁止いたします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育は衛生の問題上、お断りします。
死亡時	利用者が施設内でお亡くなりになられた場合、施設医師が死亡診断を行います。当施設で死後の処置を行った場合費用が発生します。また、安置については、別途業者へ依頼する場合があり、その場合、業者からの請求があります。

## 重要事項説明の確認書

医療法人社団佑樹会

介護保険サービス提供の開始に際し、介護老人保健施設入所サービス利用における重要事項について説明を行い、下記の通り署名押印し相互に確認する。

介護老人保健施設入所サービス利用における重要事項について、別紙説明書のとおり交付し説明をいたしました。

説明日 令和 年 月 日

医療法人社団佑樹会 介護老人保健施設 あゆみの里

説明者 支援相談員

氏 名

上記説明者から介護老人保健施設あゆみの里が提供するサービスについて別紙説明書の説明を受け、その内容について同意し交付を受けました。

令和 年 月 日

### 【利用者】

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

### 【身元引受人】

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

利用者と  
の関係

## 入所利用料金表

基本利用料 (保険給付負担分 上段1割、中段2割、下段3割／1日あたり)

令和6年6月1日

費目	要介護1 717 793	要介護2 763 843	要介護3 828 908	要介護4 883 961	要介護5 932 1,012	地域加算 10.45円
従来型個室 (基本型)	750 1,499 2,248円	798 1,595 2,392円	866 1,731 2,596円	923 1,846 2,769円	974 1,948 2,922円	
多床室 (基本型)	829 1,658 2,486円	881 1,762 2,643円	949 1,898 2,847円	1,005 2,009 3,013円	1,058 2,115 3,173円	

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

別途負担料金 (保険外料金)

費目	金額	加算単位	内容の説明
居住費	第1段階 490円	1日あたり	介護保険施設サービス費I (i) (従来型個室)
	第2段階 490円		
	第3段階① 1,310円		
	第3段階② 1,310円		
	第4段階 2,100円		
	第1段階 0円	1日あたり	介護保険施設サービス費I (iii) (多床室)
	第2段階 370円		
	第3段階① 370円		
	第3段階② 370円		
	第4段階 800円		
食費	第1段階 300円	1日あたり	食材料費+調理コストに相当する費用 (1,880円の内訳) 朝食: 500円 昼食: 690円 夕食: 690円
	第2段階 390円		
	第3段階① 650円		
	第3段階② 1,360円		
	第4段階 1,880円		
日用消耗品費	セット 250円	1日あたり	タオル一式・ティッシュペーパー・歯ブラシ・はみがき粉等 (単品での選択可能)
教養娯楽費	実費	1回あたり	俱楽部活動で使用する折り紙や工作、書道等の材料費で、参加希望者に請求します。
テレビ利用料 ※	3,000円	1月あたり	テレビ貸出及び視聴料金に係る費用、半月のご利用の場合は1,500円となります。
洗濯代	5,400円	1月あたり	半月のご利用の場合、2700円となります。
理美容代	実費	1回あたり	施設内理美容室利用 カット・パーマ・カラー等
健康管理費 ※	実費	1回あたり	インフルエンザ予防接種等の費用
文書料 ※	500円～	1部あたり	診療情報提供書や入所証明書等当施設から発行する文書に対する費用
個室料 ※	2,000円	1日あたり	洗面化粧台、トイレ付
処置費 ※	5,400円	1回あたり	お亡くなりになられたときの物品費用および処置に要する費用 (安置料は含みません)
検査費用 ※	実費	1回あたり	健康診断書の作成を目的とした検査費用、諸費用等 協力医療機関に依頼することも可能です。

※印の費目は消費税の課税対象となります。

加算利用料（保険給付負担分 上限1割、中段2割、下段3割／1日あたり）

費　　目	金額	加算単位	内容の説明
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）	54 107 160　円	1日あたり	ある一定の在宅に帰る方の施設基準
短期集中リハビリテーション実施加算（II）	209 418 627　円	1日あたり	個別のリハビリテーション実施計画の策定等の一連のリハビリテーションプロセスを実施するとともに、多職種協働による短期・集中的（入所後3か月以内）なリハビリを行った場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（II）	126 251 377　円	1日あたり	中等度・重度の認知症の入所者に対して在宅復帰に向けた生活機能の回復を目的として実施される短期集中的（入所後3か月以内）な個別リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
外泊時費用	379 757 1,135　円	1日あたり	居宅における外泊を認めた場合加算されます。
外泊時在宅サービス利用の費用	836 1,672 2,508　円	1月6回限り	居宅サービスを利用し、家族に対しても療養指導を行う場合に加算されます。
退所時栄養情報連携加算	74 147 220　円	1回限り	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は、低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関等に対して、当該入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	209 418 627　円	1回限り	再入所される際、医療機関と連携をして管理栄養士が栄養ケア計画を策定した場合に加算されます。
初期加算（I）	63 126 189　円	1日あたり	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に入所した場合に加算されます。
初期加算（II）	32 63 94　円	1日あたり	入所から30日間に限り加算されます。
入所前後訪問指導加算（I）	471 941 1,411　円	入所中1回	退所後生活をする居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算（II）	502 1,004 1,505　円	入所中1回	退所後生活をする居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合に加算されます。
試行的退所時指導加算	418 836 1,254　円	退所時1回限り	試行的退所時に退所後の療養上の指導を行った場合に加算されます。
退所時情報提供加算（I）	523 1,045 1,568　円	退所時1回限り	居宅への退所時に主治医に対して情報提供した場合に加算されます。
退所時情報提供加算（II）	262 523 784　円	退所時1回限り	医療機関への退所時に退所後の医療機関に対して情報提供した場合に加算されます。
入退所前連携加算（I）	627 1,254 1,881　円	入所中1回限り	退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携した場合に加算されます。
入退所前連携加算（II）	418 836 1,254　円	入所中1回限り	退所に先立って居宅介護支援事業者等への情報提供と連携調整を行った場合に加算されます。
訪問看護指示加算	314 627 941　円	1回限り	施設医師が訪問看護事業所等に指示書を交付した場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	126 251 377　円	1日あたり	若年性認知症の利用者様を受入本人やご家族様の希望を踏まえた介護サービスを提供致します。

協力医療機関連携加算	105 209 314 円	1月あたり	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に加算されます。
経口移行加算	30 59 88 円	1日あたり	経管栄養の入所者に経口摂取を進めるため、医師の指示に基づき、多職種が共同して経口移行計画を作成し、管理栄養士による栄養管理および言語聴覚士又は看護師による支援を行う場合に加算されます。
経口維持加算（I）	418 836 1,254 円	1月あたり	経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に対し、多職種協働により栄養管理するための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行った場合に加算されます。
経口維持加算（II）	105 209 314 円	1月あたり	協力歯科医療機関を定めている施設が経口維持加算（I）を算定し経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合に加算されます。
口腔衛生管理加算（I）	94 188 282 円	1月あたり	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上行なっている場合に加算されます。
口腔衛生管理加算（II）	115 230 345 円	1月あたり	口腔衛生管理加算（I）の要件に加え、口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算（I）	105 209 314 円	1月あたり	（II）の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している場合に加算されます。
療養食加算	7 13 19 円	1食あたり	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、医師の食事せんに基づく腎臓食等の特別食を提供した場合に加算されます。
緊急時治療管理	542 1,083 1,624 円	1日あたり (1月に3日を限度)	入所された方に緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療管理を行った場合に加算されます。
特定治療	やむをえない事情により施設で行われた特定の処置や手術、麻酔等について診療報酬に準じて算定し、加算されます。		
所定疾患施設療養費（II）	502 1,004 1,505 円	1日あたり (1月に10日を限度)	別に厚生労働大臣が定める入所者に対して、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
認知症ケア加算	80 159 239 円	1日あたり	日常生活に支障があると認められる症状や行動がある認知症高齢者に対して、適切な介護や訓練をおこなった場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算（I）	42 84 126 円	1月あたり	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出する場合
科学的介護推進体制加算（II）	63 126 189 円	1月あたり	（I）の要件を満たし、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出する場合
サービス提供体制強化加算（II）	19 38 57 円	1日あたり	介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上配置されている場合に加算されます。
安全対策体制加算	21 42 63 円	入所時1回まで	事故の発生・再発を防止するための措置を適切に実施するために外部研修を受けた担当者を配置し組織的に安全対策を実施する体制が整備された場合に加算されます。

介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	算定単位数の1000分の71に相当する単位数 (実際の金額は、利用状況により異なります)	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施し、都道府県知事に届け出た介護老人保健施設で、介護老人保健施設サービスを行った場合に、左記単位数が所定単位数に加算されます。
---------------	---	---

※ 上記の金額は1日当たりの金額ですが、実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承ください。

※ 利用料の支払い方法

(1) 口座振替・自動払込

毎月15日までに、前月分の請求書を発行します。

利用料の支払は、ご登録いただいた預貯金口座（登録口座）より、利用月の翌月26日に引き落としとなります。

（金融機関休業日の場合はその翌営業日となる場合もあります。）

ご入金は、振替・払込の前日迄にお願いいたします。入金確認後、領収書を発行します。

残高不足等で引き落としができなかった場合は、窓口または、振込みにてお支払いをお願いいたします。

お振替内容のご照会につきましては、直接施設へお願ひいたします。

なお、登録口座は、利用者名義の年金口座でお願いいたします。

(2) その他

原則利用料の支払いは口座振替・自動払込とさせていただきますが、どうしても不都合がある方は、別途ご相談ください。